

令和7年5月26日

大阪市淀川区長 古川 吉隆

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

1 担当部局

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
淀川区役所5階
淀川区役所総務課
電話 06-6308-9625 FAX 06-6885-0534

2 入札に付すべき事項

(1) 借入物品

令和7年度執行予定 参議院議員通常選挙にかかる投開票所用物品（淀川区役所） 借入

(2) 借入物品の特質等 別紙仕様書のとおり

(3) 借入期間 別紙仕様書のとおり

(4) 借入場所 別紙仕様書のとおり

(5) 入札方法 紙入札

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿業務委託種目「12:賃貸 05:その他の賃貸 01:その他賃貸」で登録されていること

4 入札参加申請

入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなす。

ただし、仕様書・入札書の交付は、公告日以降に大阪市及び当区ホームページからのダウンロードのみとする。

5 質問事項の受付・締切・回答

(1) 質問は質問票にて電子メールにより提出すること（宛先は上記「1 担当部局」に同じ。）

電子メールの質問先 (tl0001@city.osaka.lg.jp)

(2) 質問の受付は、本公告の日から令和7年5月28日（水）午後5時30分まで（必着）とする。締切以降の質問については受け付けない。

(3) 質問に対する回答については、令和7年5月29日（木）から令和7年6月11日（水）午後5時30分まで大阪市及び当区ホームページに掲載する。ただし、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。なお、質問がない場合は掲載しない。

(4) 質問票の提出にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないように充分留意すること。

【質問に対する回答掲載 URL】

- ・大阪市ホームページ

[\(大阪市：各区入札契約情報 \(産業・ビジネス\)入札契約情報\) \(osaka.lg.jp\)](http://www.osaka.lg.jp/)

- ・淀川区ホームページ

[\(大阪市淀川区：入札契約に関するお知らせ \(…\)入札契約情報・広告募集案内\)入札契約\) \(osaka.lg.jp\)](http://www.osaka.lg.jp/)

6 入札保証金

入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については、100分の8）に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

7 契約保証金

契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の10以上とする。

ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

- ・落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
- ・落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。）
- ・契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

8 入札執行場所 大阪市淀川区役所5階 区長応接室

9 入札執行日時 令和7年6月11日（水）午後2時00分（開場：午後1時30分）

10 入札の方法

(1) 入札にあたっては、総額（本借入に要する一切の諸経費を含めた金額）を記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

(2) 入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札書の提出を行うこと。

(3) 入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。

(4) 一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回を行うことはできない。

(5) 入札書の提出後の辞退は認めない。

(6) 開札の結果、落札者がいないときには再度の入札を行い、再度、落札者がなければ、契約条件を変更せずに最低価格の者と価格交渉を行う。

11 入札に参加できない者

入札執行日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

12 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。なお、無効の入札となった際は、再度の入札がある場合は参加できない。

- (1) 契約規則第 28 条第 1 項各号に該当する入札
- (2) 3 に定める入札参加資格を有しない者がした入札
- (3) 再度入札（2 回目以降の入札）の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (4) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (5) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (6) 開札予定日時までに淀川区役所総務課に所定の入札書錯誤無効届を提出し、本市が錯誤無効と認めた入札
- (7) 開札後落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

13 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が 2 人以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、開札時にくじによって全ての審査順位を決定する。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いには次のいずれかによるものとする。
 - ① 当該落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
 - ② 当該落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (5) (4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (6) 開札後落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
 - ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている。
 - ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
- (7) 入札予定価格・入札参加者の公表は、落札後に大阪市及び当区ホームページにて行う。

14 その他

- (1) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第 32 条第 2 項の規定により、契約を締結することが公正な取引

の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項を示す場所は、大阪市及び当区ホームページ掲載とする。

(5) 入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないように充分留意すること。

(6) 落札者又は契約相手方に決定された時は、遅滞なく淀川区役所総務課に大阪市契約関係暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること。

誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。

また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。

(7) 落札者となった者は、正当な理由がある場合を除き、辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。

(8) この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。

(淀川区役所総務課)